

社 会
(公民的分野)

社会の目標について

【教科の目標】

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 我が国の国土と歴史、現代の政治、経済、国際関係等に関して理解するとともに、調査や諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を多面的・多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて選択・判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。
- (3) 社会的事象について、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される我が国の国土や歴史に対する愛情、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深める。

【学年・分野・領域等の目標など】

[公民的分野]

現代社会の見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務との関係を広い視野から正しく認識し、民主主義、民主政治の意義、国民の生活の向上と経済活動との関わり、現代の社会生活及び国際関係などについて、個人と社会との関わりを中心に理解を深めるとともに、諸資料から現代の社会的事象に関する情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を現代の社会生活と関連付けて多面的・多角的に考察したり、現代社会に見られる課題について公正に判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。
- (3) 現代の社会的事象について、現代社会に見られる課題の解決を視野に主体的に社会に関わろうとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことの大切さについての自覚などを深める。

【参考】

○ 目標の改善

中学校社会科における目標については、小学校社会科との接続はもちろん、高等学校地理歴史科や公民科との接続も踏まえ、学校種の違いによる発達段階や分野の特質に応じて、柱書と三つの資質・能力からなる目標を設定した。その際、従前からの学習指導要領における目標の趣旨を引き継ぎつつ、社会の変化に伴い、中学校社会科学習に求められる状況などを踏まえ、改善を図ることとした。

具体的には、小・中学校の一貫性の観点から、社会科が目指す究極のねらいに当たる文言については、小学校、中学校とも「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎」という共通の文言にし、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」に関わる(1)から(3)までの目標においては、各分野の特質を表す規定となるよう整理した。

○ 標準授業時数 100単位時間

様式 2

| 番号 | 発行者の番号・略称 | 使用学年・分野 | 教科書の記号・番号 | 教科書名 |
|--|---|---------------|-----------|----------|
| 観点 | 2・東書 | 第3学年 公民的分野 | 公民・901 | 新しい社会 公民 |
| 取扱内容 各学年の目標、学習指導要領の総則及び各教科、 内容の構成・排列 | <p>○ 公民的分野の目標が達成できるよう、次のような学習活動が取り上げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「私たちと現代社会」において、日本で暮らす外国人の数の推移について、位置や空間的な広がり、推移や変化などに着目して、現代日本の特色を理解したり、部活動の体育館利用の事例について、対立と合意、効率と公正などに着目して、社会生活における物事の決定の仕方を考察したりする活動 ・「私たちと経済」において、コンビニエンスストアの経営に関する事例について、分業と交換、希少性などに着目して、市場経済の基本的な考え方や市場における価格の決め方を理解したり、社会保障給付費の財源の内訳について、対立と合意、効率と公正などに着目して、国や地方公共団体が果たす役割を考察したりする活動 ・「私たちと政治」において、日照権に配慮したマンションについて、個人の尊重と法の支配などに着目して、基本的人権を中心とした人間の尊重の考え方や法の意義を理解したり、選挙シミュレーションや模擬裁判について、民主主義などに着目して、民主政治の推進と国民の政治参加との関連を考察したりする活動 ・「私たちと国際社会の諸課題」において、世界の難民発生数について、協調、持続可能性などに着目して、国際連合をはじめとする国際機構の役割を理解したり、「持続可能な社会の実現」をテーマとして、よりよい社会を築いていくために解決すべき課題を考察、構想し、自分の考えを説明、論述したりする活動 <p>○ 主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習への対応については、個人の尊重と日本国憲法の学習において、学習課題を設定し、見通しをもたせるとともに、日本国憲法で保障されている人権について調べ、人権上の課題の解決策について話し合い、考えを広げたり深めたりする学習活動が取り上げられている。</p> <p>○ 内容の構成・排列については、「現代社会と私たち」において、現代社会の見方・考え方の基礎を学習した後に、政治、経済を排列し、最後の章では、社会科のまとめとして、持続可能な社会の実現についての課題を探究する活動を設定するなど、系統的・発展的に学習できるような工夫がなされている。</p> | | | |
| 使用上の配慮等 | <p>○ 芽室町の議会改革を取り上げ、北海道の事例から地方自治を考察できるようにしたり、旭川市のアイヌ語の地名表示板の写真を掲載したりするなど、生徒の学習意欲を高める工夫がなされている。</p> <p>○ 「導入の活動」で、単元の学習課題を立て、学習内容への興味・関心を高める活動や、「まとめの活動」で、学習内容を整理しながら単元の学習課題を解決する活動を掲載するなど、主体的に学習に取り組むことができるような工夫がなされている。</p> <p>○ 教科書の構成と使い方について説明するページを設けたり、全ての生徒が学習しやすいよう、立体感や陰影のある表現を省いたデザインを取り入れたりするとともに、1人1台端末を活用した学習活動として、「Dマーク」(QRコード)を掲載するなど、使用上の便宜が図られている。</p> | | | |
| その他 | <p>※ 中学校用教科書目録(令和3年度使用 文部科学省)による</p> <p>○ 学習者用デジタル教科書の発行が予定されている。</p> | | | |

| 番号 | 発行者の番号・略称 | 使用学年・分野 | 教科書の記号・番号 | 教科書名 |
|--|--|---------------|-----------|-------------------|
| 観点 | 17・教出 | 第3学年 公民的分野 | 公民・902 | 中学社会 公民 ともに生きる |
| 取扱内容 各学年の目標 学習指導要領の総則及び各教科、 内 排 列 の 構 成 ・ 排 列 | <p>○ 公民的分野の目標が達成できるよう、次のような学習活動が取り上げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「私たちと現代社会」において、外国資本の大型家具店について、位置や空間的な広がり、推移や変化などに着目して、現代日本の特色を理解したり、ごみ収集所の設置場所の事例について、対立と合意、効率と公正などに着目して、社会生活における物事の決定の仕方を考察したりする活動 ・「私たちと経済」において、キャベツの月別の入荷量と平均価格について、分業と交換、希少性などに着目して、市場経済の基本的な考え方や市場における価格の決め方を理解したり、段差が少ない路面電車の乗降口について、対立と合意、効率と公正などに着目して、国や地方公共団体が果たす役割を考察したりする活動 ・「私たちと政治」において、男女の育児休暇取得率の推移について、個人の尊重と法の支配などに着目して、基本的人権を中心とした人間の尊重の考え方や法の意義を理解したり、18歳選挙権の実現について、民主主義などに着目して、民主政治の推進と国民の政治参加との関連を考察したりする活動 ・「私たちと国際社会の諸課題」において、ユニセフが設立した学校について、協調、持続可能性などに着目して、国際連合をはじめとする国際機構の役割を理解したり、「持続可能な未来の構築」をテーマとして、よりよい社会を築いていくために解決すべき課題を考察、構想し、自分の考えを説明、論述したりする活動 <p>○ 主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習への対応については、私たちの暮らしと経済の学習において、学習課題を設定し、見通しをもたせるとともに、消費生活と経済活動について調べ、暮らしにおける経済活動の意味について話し合い、考えを広げたり深めたりする学習活動が取り上げられている。</p> <p>○ 内容の構成・排列については、「私たちの暮らしと現代社会」において、現代社会の見方・考え方の基礎を学習した後に、政治、経済を排列し、最後の章では、社会科のまとめとして、持続可能な未来の構築についての課題を探究する活動を設定するなど、系統的・発展的に学習できるような工夫がなされている。</p> | | | |
| 使用上の配慮等 | <p>○ 倶知安町の条例を取り上げ、北海道の事例から地方自治を考察できるようにしたり、千歳市の手話で通話できる公衆電話ボックスの写真を掲載したりするなど、生徒の学習意欲を高める工夫がなされている。</p> <p>○ 「学習のはじめに」で、章全体の学習課題をとらえ、学習の見通しをもつ活動や、「学習のまとめと表現」で、学んだ内容を振り返って整理する活動を掲載するなど、主体的に学習に取り組むことができるような工夫がなされている。</p> <p>○ 教科書の構成と使い方について説明するページを設けたり、全ての生徒が学習しやすいよう、判読しやすい配色やレイアウトを取り入れたりするとともに、1人1台端末を活用した学習活動として、「まなびリンク」(QRコード)を掲載するなど、使用上の便宜が図られている。</p> | | | |
| その他 | <p>※ 中学校用教科書目録(令和3年度使用 文部科学省)による</p> <p>○ 学習者用デジタル教科書の発行が予定されている。</p> | | | |

様式 2

| 番号 | 発行者の番号・略称 | 使用学年・分野 | 教科書の記号・番号 | 教科書名 |
|---|--|---------------|-----------|---------------------------|
| 観点 | 46・帝国 | 第3学年 公民的分野 | 公民・903 | 社会科 中学生の公民 よりよい社会を目指して |
| 取扱内容 各学年の学習指導要領の総則及び各教科、 内容の構成・ 排列 | <p>○ 公民的分野の目標が達成できるよう、次のような学習活動が取り上げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「私たちと現代社会」において、授業を受けている外国籍の子どもたちについて、位置や空間的な広がり、推移や変化などに着目して、現代日本の特色を理解したり、マンションの騒音問題の事例について、対立と合意、効率と公正などに着目して、社会生活における物事の決定の仕方を考察したりする活動 ・「私たちと経済」において、パン屋の起業に関する事例について、分業と交換、希少性などに着目して、市場経済の基本的な考え方や市場における価格の決め方を理解したり、景気の変動と財政政策の例について、対立と合意、効率と公正などに着目して、国や地方公共団体が果たす役割を考察したりする活動 ・「私たちと政治」において、夫婦別姓の議論について、個人の尊重と法の支配などに着目して、基本的人権を中心とした人間の尊重の考え方や法の意義を理解したり、少年議会の取組について、民主主義などに着目して、民主政治の推進と国民の政治参加との関連を考察したりする活動 ・「私たちと国際社会の諸課題」において、国別二酸化炭素排出量について、協調、持続可能性などに着目して、国際連合をはじめとする国際機構の役割を理解したり、「持続可能な社会の実現」をテーマとして、よりよい社会を築いていくために解決すべき課題を考察、構想し、自分の考えを説明、論述したりする活動 <p>○ 主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習への対応については、民主政治の学習において、学習課題を設定し、見通しをもたせるとともに、国の政治の仕組みや地方自治について調べ、民主政治を発展させるために必要なことについて話し合い、考えを広げたり深めたりする学習活動が取り上げられている。</p> <p>○ 内容の構成・排列については、「現代社会」において、現代社会の見方・考え方の基礎を学習した後に、政治、経済を排列し、最後の章では、社会科のまとめとして、持続可能な社会の実現についての課題を探究する活動を設定するなど、系統的・発展的に学習できるような工夫がなされている。</p> | | | |
| 使用上の配慮等 | <p>○ 旭川市の旭山動物園条例を取り上げ、北海道の事例から地方自治を考察できるようにしたり、ゆうばり国際ファンタスティック映画祭の写真を掲載したりするなど、生徒の学習意欲を高める工夫がなされている。</p> <p>○ 「学習の前に」で、イラストを読み解き、学習の見通しをもつ活動や、「章の学習を振り返ろう」で、学んだことを振り返って整理する活動を掲載するなど、主体的に学習に取り組むことができるような工夫がなされている。</p> <p>○ 教科書の構成と使い方について説明するページを設けたり、全ての生徒が学習しやすいよう、カラーユニバーサルデザインに配慮したりするとともに、1人1台端末を活用した学習活動として、二次元コード（QRコード）を掲載するなど、使用上の便宜が図られている。</p> | | | |
| その他 | <p>※ 中学校用教科書目録（令和3年度使用 文部科学省）による</p> <p>○ 学習者用デジタル教科書の発行が予定されている。</p> | | | |

様式 2

| 番号 | 発行者の番号・略称 | 使用学年・分野 | 教科書の記号・番号 | 教科書名 |
|---|---|---------------|-----------|------------|
| 観点 | 116・日文 | 第3学年 公民的分野 | 公民・904 | 中学社会 公民的分野 |
| 取扱内容 〔各学年の目標、学習指導要領の総則及び各教科の内容等〕 、 内 列 容 の 構 成 ・ 排 列 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 公民的分野の目標が達成できるよう、次のような学習活動が取り上げられている。 <ul style="list-style-type: none"> ・「私たちと現代社会」において、AIを活用した無人店舗について、位置や空間的な広がり、推移や変化などに着目して、現代日本の特色を理解したり、クラス対抗合唱コンクールの練習場割り当ての事例について、対立と合意、効率と公正などに着目して、社会生活における物事の決定の仕方を考察したりする活動 ・「私たちと経済」において、自動車会社で働く人の事例について、分業と交換、希少性などに着目して、市場経済の基本的な考え方や市場における価格の決めり方を理解したり、生活保護受給世帯数の推移について、対立と合意、効率と公正などに着目して、国や地方公共団体が果たす役割を考察したりする活動 ・「私たちと政治」において、ハンセン病訴訟について、個人の尊重と法の支配などに着目して、基本的人権を中心とした人間の尊重の考え方や法の意義を理解したり、裁判員裁判シミュレーションについて、民主主義などに着目して、民主政治の推進と国民の政治参加との関連を考察したりする活動 ・「私たちと国際社会の諸課題」において、世界の飢餓状況について、協調、持続可能性などに着目して、国際連合をはじめとする国際機構の役割を理解したり、「持続可能な社会の実現」をテーマとして、よりよい社会を築いていくために解決すべき課題を考察、構想し、自分の考えを説明、論述したりする活動 ○ 主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習への対応については、現代社会の特色の学習において、学習課題を設定し、見通しをもたせるとともに、日本の伝統文化の特徴と多様性について調べ、日本の文化を受け継いでいくために大切なことについて話し合い、考えを広げたり深めたりする学習活動が取り上げられている。 ○ 内容の構成・排列については、「私たちと現代社会」において、現代社会の見方・考え方の基礎を学習した後に、政治、経済を排列し、最後の章では、社会科のまとめとして、持続可能な社会の実現についての課題を探究する活動を設定するなど、系統的・発展的に学習できるような工夫がなされている。 | | | |
| 使用上の配慮等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 旭川市の旭山動物園条例を取り上げ、北海道の事例から地方議会の役割を考察できるようにしたり、帯広市の馬文化祭りの写真を掲載したりするなど、生徒の学習意欲を高める工夫がなされている。 ○ 「学習の始めに」で、学習課題の解決の手がかりとなる見方・考え方をとらえる活動や、「チャレンジ公民」で、現代の社会の課題について考察・構想する活動を掲載するなど、主体的に学習に取り組むことができるような工夫がなされている。 ○ 教科書の構成と使い方について説明するページを設けたり、全ての生徒が学習しやすいよう、ふりがなをゴシック体にしたりするとともに、1人1台端末を活用した学習活動として、「デジタルマーク」(QRコード)を掲載するなど、使用上の便宜が図られている。 | | | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ※ 中学校用教科書目録(令和3年度使用 文部科学省)による ○ 学習者用デジタル教科書の発行が予定されている。 | | | |

様式 2

| 番号 | 発行者の番号・略称 | 使用学年・分野 | 教科書の記号・番号 | 教科書名 |
|---|--|---------------|-----------|----------|
| 観点 | 225・自由社 | 第3学年 公民的分野 | 公民・905 | 新しい公民教科書 |
| 取扱内容 各学年の学習指導要領の総則及び各教科、 内容の構成・ 排列 | <p>○ 公民的分野の目標が達成できるよう、次のような学習活動が取り上げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「私たちと現代社会」において、日本の人口ピラミッドの変化について、位置や空間的な広がり、推移や変化などに着目して、現代日本の特色を理解したり、中学校の体育館使用問題の事例について、対立と合意、効率と公正などに着目して、社会生活における物事の決定の仕方を考察したりする活動 ・「私たちと経済」において、均衡価格の決定の仕組みについて、分業と交換、希少性などに着目して、市場経済の基本的な考え方や市場における価格の決め方を理解したり、公共事業予算の推移について、対立と合意、効率と公正などに着目して、国や地方公共団体が果たす役割を考察したりする活動 ・「私たちと政治」において、ハローワークでの求人情報の検索について、個人の尊重と法の支配などに着目して、基本的人権を中心とした人間の尊重の考え方や法の意義を理解したり、裁判員制度について、民主主義などに着目して、民主政治の推進と国民の政治参加との関連を考察したりする活動 ・「私たちと国際社会の諸課題」において、世界の人口予測について、協調、持続可能性などに着目して、国際連合をはじめとする国際機構の役割を理解したり、「持続可能な社会の構築」をテーマとして、よりよい社会を築いていくために解決すべき課題を考察、構想し、自分の考えを説明、論述したりする活動 <p>○ 主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習への対応については、世界と日本の安全保障の学習において、学習課題を設定し、見通しをもたせるとともに、国際平和協力活動への取組について調べ、私たちにできる国際平和への貢献について話し合い、考えを広げたり深めたりする学習活動が取り上げられている。</p> <p>○ 内容の構成・排列については、「現代日本の自画像、個人と社会生活」において、現代社会の見方・考え方の基礎を学習した後に、政治、経済を排列し、最後の章では、社会科のまとめとして、持続可能な社会の構築についての課題を探究する活動を設定するなど、系統的・発展的に学習できるような工夫がなされている。</p> | | | |
| 使用上の配慮等 | <p>○ 2018年9月に発生した北海道地震を取り上げ、北海道の事例から地方自治と防災を考察できるようにしたり、「二風谷アットゥシ」の写真を掲載したりするなど、生徒の学習意欲を高める工夫がなされている。</p> <p>○ 章や単元の冒頭で、学習課題や学習内容を見通す活動や、「学習のまとめと発展」で、学習したことを振り返る活動を掲載するなど、主体的に学習に取り組むことができるような工夫がなされている。</p> <p>○ 教科書の構成と使い方について説明するページを設けたり、全ての生徒が学習しやすいよう、各単元の重要語句をゴシック体にしたりするとともに、1人1台端末を活用した学習活動として、インターネットでの検索方法を掲載するなど、使用上の便宜が図られている。</p> | | | |
| その他 | | | | |

様式 2

| 番号 | 発行者の番号・略称 | 使用学年・分野 | 教科書の記号・番号 | 教科書名 |
|---|--|---------------|-----------|---------------|
| 観点 | 227・育鵬社 | 第3学年 公民的分野 | 公民・906 | 〔最新〕新しいみんなの公民 |
| 取扱内容 各学年の学習指導要領の総則及び各教科、 内容の構成・ 排列 | <p>○ 公民的分野の目標が達成できるよう、次のような学習活動が取り上げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「私たちと現代社会」において、浴衣の帯の結び方を学ぶ外国人たちについて、位置や空間的な広がり、推移や変化などに着目して、現代日本の特色を理解したり、昼休みのグラウンド使用の事例について、対立と合意、効率と公正などに着目して、社会生活における物事の決定の仕方を考察したりする活動 ・「私たちと経済」において、コンビニエンスストアの経営に関する事例について、分業と交換、希少性などに着目して、市場経済の基本的な考え方や市場における価格の決め方を理解したり、日本の国民医療費の負担構造について、対立と合意、効率と公正などに着目して、国や地方公共団体が果たす役割を考察したりする活動 ・「私たちと政治」において、特急列車の中の多目的トイレについて、個人の尊重と法の支配などに着目して、基本的人権を中心とした人間の尊重の考え方や法の意義を理解したり、衆議院議員一人当たりの有権者数について、民主主義などに着目して、民主政治の推進と国民の政治参加との関連を考察したりする活動 ・「私たちと国際社会の諸課題」において、2050年の人口予測について、協調、持続可能性などに着目して、国際連合をはじめとする国際機構の役割を理解したり、「持続可能な社会の構築」をテーマとして、よりよい社会を築いていくために解決すべき課題を考察、構想し、自分の考えを説明、論述したりする活動 <p>○ 主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習への対応については、民主政治のしくみの学習において、学習課題を設定し、見通しをもたせるとともに、選挙の仕組みや国民の政治参加について調べ、投票率の向上に向けた対策について話し合い、考えを広げたり深めたりする学習活動が取り上げられている。</p> <p>○ 内容の構成・排列については、「私たちの生活と現代社会」において、現代社会の見方・考え方の基礎を学習した後に、政治、経済を排列し、最後の章では、社会科のまとめとして、持続可能な社会の構築についての課題を探究する活動を設定するなど、系統的・発展的に学習できるような工夫がなされている。</p> | | | |
| 使用上の配慮等 | <p>○ SDGs 未来都市であるニセコ町や下川町を取り上げ、北海道の事例から持続可能な社会の構築を進める地方自治体を考察できるようにしたり、根室市花咲港のサンマの水揚げの写真を掲載したりするなど、生徒の学習意欲を高める工夫がなされている。</p> <p>○ 各章の「入り口」で、章全体の学習内容をとらえる活動や、章末の「これから」で、学習内容を基に社会に見られる課題の解決に向けて構想する活動を掲載するなど、主体的に学習に取り組むことができるような工夫がなされている。</p> <p>○ 教科書の構成と使い方について説明するページを設けたり、全ての生徒が学習しやすいよう、判別しやすい色の使用や表示を工夫したりするとともに、1人1台端末を活用した学習活動として、プレゼンテーションソフトを活用した発表方法を掲載するなど、使用上の便宜が図られている。</p> | | | |
| その他 | | | | |

< 公民的分野の具体的な調査項目 >

◎調査研究の対象とした事項

- ① 大項目（「私たちと現代社会」「私たちと経済」「私たちと政治」「私たちと国際社会の諸課題）ごとのページ数及び総ページ数
- ② 北海道とかかわりのある内容（北海道に関する社会的事象）を取り上げているページ数及び箇所数
 - (1) アイヌの人たちの歴史・文化等を取り上げているページ数
 - (2) 北方領土に関する内容を取り上げているページ数
 - (3) 道内の市町村等を取り上げている箇所数
- ③ 自然災害及び防災に関する内容を取り上げているページ数

◎調査対象項目にした理由

- ① 学習指導要領に示されている公民的分野の内容を適切に指導することが求められていることから、大項目ごとや全体としての分量について把握する必要があるため。
- ② 生徒が興味・関心をもって学習することができるよう地域の実態などを生かした指導をすることが求められていることから、北海道にかかわる内容等について把握する必要があるため。
- ③ 自然災害における関係機関の役割等に関する教育の充実が求められていることから、自然災害及び防災に関する内容について把握する必要があるため。

様式 4

※調査項目が網掛けになっている項目は、様式 5 にデータを掲載していることを示す。

| 調査項目 | | 発行者 | | | | | | | |
|------|--------------------------------|----------------------------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 東書 | 教出 | 帝国 | 日文 | 自由社 | 育鵬社 | | |
| ① | 大項目ごとのページ数及び総ページ数 | 私たちと現代社会 | ページ数 | 35 | 26 | 26 | 28 | 42 | 28 |
| | | | 全体に占める割合 | 14% | 10% | 11% | 11% | 16% | 11% |
| | | 私たちと経済 | ページ数 | 52 | 64 | 64 | 54 | 44 | 52 |
| | | | 全体に占める割合 | 20% | 24% | 27% | 21% | 17% | 21% |
| | | 私たちと政治 | ページ数 | 90 | 90 | 80 | 88 | 78 | 80 |
| | | | 全体に占める割合 | 35% | 34% | 34% | 34% | 30% | 32% |
| | | 私たちと国際社会の諸課題 | ページ数 | 40 | 44 | 40 | 45 | 60 | 43 |
| | | | 全体に占める割合 | 16% | 17% | 17% | 18% | 23% | 17% |
| | | その他 | ページ数 | 38 | 40 | 25 | 42 | 37 | 45 |
| | | | 全体に占める割合 | 15% | 15% | 11% | 16% | 14% | 19% |
| | | 総ページ数 | | 255 | 264 | 235 | 257 | 261 | 248 |
| | | 前回の総ページ数 | | 247 | 248 | 232 | 249 | 224 | 248 |
| | | 増減 | | 3% | 6% | 1% | 3% | 17% | 0% |
| ② | 北海道とかかわりのある内容を取り上げているページ数及び箇所数 | アイヌの人たちの歴史・文化等を取り上げているページ数 | 10 | 4 | 4 | 4 | 1 | 6 | |
| | | 北方領土に関する内容を取り上げているページ数 | 4 | 4 | 3 | 3 | 5 | 4 | |
| | | 道内の市町村等を取り上げている箇所数 | 15 | 17 | 8 | 11 | 2 | 13 | |
| ③ | 自然災害及び防災に関する内容を取り上げているページ数 | 39 | 43 | 30 | 39 | 28 | 39 | | |

※ 「総ページ数」は、教科書に記載されている最終ページ数とする。

様式 5

様式 4 の調査項目② [北海道とかかわりのある内容] の具体的な内容

| 内容 | 単元及び教材名 (該当ページ) | 取扱い方 | タイトル・主な内容 |
|---|---------------------------|---|--|
| 東 書 の 人 た ち の 歴 史 ・ 文 化 等 | 伝統文化と新たな文化の創造 (P21) | 文章 | アイヌ文化は、北海道や樺太 (サハリン)、千島列島の先住民族だったアイヌ民族が受けついできた文化です。 |
| | | 写真 | アイヌ民族の伝統的な舞踊 (サロロンチカプリムセ鶴の舞) |
| | | 写真 | アットゥシ |
| | 個人の尊重と日本国憲法 (P37) | 文章 | アイヌをはじめとした先住民族の人々の権利や文化は、どのように守られてきたのかな。 |
| | | 写真 | 経済産業省から伝統的工芸品に指定された、アイヌの木彫りのお盆「イタ」 |
| | 基本的人権と個人の尊重 (P48) | 写真 | アイヌ語弁論大会 (イタカンロー) の様子 |
| | 平等権① (P50) | 写真 | アイヌ語弁論大会 (イタカンロー) の様子と弁論の内容 |
| | | 文章 | アイヌ語は日本語とは異なるアイヌ民族の独自の言語です。など |
| | | 文章 | アイヌ語に由来する地名は、その土地の自然や環境、歴史、アイヌの人たちの自然観や伝統的な生活との関わりを伝えてくれる貴重な文化です。など |
| | | 写真 | アイヌ語の地名表示板 |
| | 平等権① (P51) | 文章 | 2014 (平成26) 年に、アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターを北海道白老町に造ることが閣議決定されました。など |
| | | 写真 | 民族共生象徴空間が造られるポロト湖畔の完成予想図 |
| | | 地図 | 民族共生象徴空間のイメージ |
| | | 文章 | アイヌ民族は、独自の言葉や文化を持ち、古くから北海道を中心に生活してきました。など |
| | グローバル社会と人権 (P67) | 文章 | 日本のアイヌ民族などの、先住民族の権利を保障する国際的な努力によって、2007 (平成19年) には、国連で「先住民族の権利に関する国連宣言」が採択されました。 |
| | もっと公民 先住民族としてのアイヌ民族 (P72) | 表 | 世界の主な先住民族 |
| | | 写真 | 国際連合で演説する野村義一 |
| | | 写真 | 国会で演説する萱野茂 |
| | | 文章 | 日本ではアイヌ民族が「先住民族」といえます。など |
| | もっと公民 先住民族としてのアイヌ民族 (P73) | 資料 | アイヌ語ラジオ講座のテキスト |
| 資料 | | アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議 | |
| 文章 | | 〔読み取る〕アイヌ民族の、先住民としての権利の保障が進展するきっかけになった出来事を読み取りましょう。 | |
| 文章 | | 〔見方・考え方〕明治時代以降の、アイヌ民族に対する政策の問題点を、「公正」の観点から説明しましょう。 | |
| 参考法令集 (P234) | 資料 | アイヌ文化振興法 | |
| 日本の無形文化遺産 (巻末1) | 表 | アイヌ古式舞踊 | |

| | | | | |
|------------------|---------------------|--|---|--|
| 北方領土 | 国際社会における国家 (P183) | 地図 | 日本の領域と排他的経済水域 (北方領土が図示) | |
| | 領土をめぐる問題の現状 (P184) | 文章 | 韓国やロシアに不法に占拠され、抗議を続けている竹島や北方領土、また、日本の固有の領土であり、領土問題は存在しない一方で、中国や台湾が領有権を主張している尖閣諸島がそれに当たります。 | |
| | 領土をめぐる問題の現状 (P185) | 地図 | 日本の領域と排他的経済水域 (北方領土が図示) | |
| | 領土をめぐる問題の現状 (P185) | 文章 | 歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、太平洋戦争が終わるまでは、約1万7000人の日本人が生活していました。 | |
| 教出 | 第5章の学習をふり返ろう (P209) | 写真 | 北海道の根室半島上空から見た歯舞群島 | |
| | 伝統文化の継承と文化の創造 (P23) | 語句 | 竹島・尖閣諸島・北方領土 | |
| | アイヌの人たちの歴史・文化等 | 差別をしない、させない (P49) | 写真 | アイヌの古式舞踊を披露する人たち |
| | | 差別をしない、させない (P49) | 図 | 民族共生象徴空間「ウポポイ」の完成予定図 |
| | | | 文章 | アイヌ民族は、北海道や樺太 (サハリン)、千島列島を主な居住地として、長い間、独自の文化と歴史を築き上げてきました。など |
| | | | 文章 | 政府の責任として、アイヌ語やアイヌ文化の継承者の育成、調査・研究、国民への啓発などの文化振興を行うことを決めました。 |
| | 諸法令集 (P249) | 写真 | 国会で質問する萱野茂さん | |
| | 用語解説 (P256) | 資料 | アイヌ文化振興法 | |
| | 北方領土 | 国際社会に生きる私たち (P191) | 文章 | アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議とアイヌ施策推進法 |
| | 北方領土 | 日本の領土をめぐる (P196) | 写真 | 国会で質問する萱野茂さん |
| 日本の領土をめぐる (P196) | | 資料 | アイヌ文化振興法 | |
| | | 文章 | アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議とアイヌ施策推進法 | |
| | | 文章 | 国後島の海岸でごみ拾いを行う、ビザなし交流の訪問団とロシアの子どもたち | |
| 日本の領土をめぐる (P197) | | 写真 | 北方領土の返還を求めて訴える人たち | |
| | | 地図 | 北方領土 | |
| 北方領土 | 日本の領土をめぐる (P197) | 文章 | 北海道の東にある歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方領土や、日本海に位置する竹島 (島根県) は、歴史的にも国際法のうえでも日本固有の領土であるというのが、日本政府の立場です。など | |
| | | 地図 | 日本の国土とその周辺 (北方領土が図示) | |
| | 日本の外交の今とこれから (P199) | 文章 | 北方領土は、第二次世界大戦の終結後にソ連に占拠され、現在はロシアに引き継がれています。など | |
| | | 写真 | 折り紙などが行われた、択捉島での文化交流会 | |
| 帝国 | アイヌの人たちの歴史・文化等 | 文章 | 日本政府は、ロシアとの北方領土の返還交渉を長期にわたって続けてきました。など | |
| | | 文章 | アイヌ人々は、北海道や樺太島、千島列島を中心に、固有の文化や言葉を持って暮らしていました。など | |
| | 日本社会の差別の現実 (P48) | 文章 | 2007年に国連総会で「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されたことを受け、08年には国会でアイヌの人々を先住民族とすることを求める決議がなされていました。 | |
| 日本社会の差別の現実 (P47) | 文章 | アイヌ文化研究者であり、自身もアイヌ民族の萱野茂さん (1926~2006年) は、「言葉こそ民族の証」という信念の下、多くの古老を訪ねてア | | |

| | | | | |
|------|---------------------------|----------------------------|---|---|
| | | | アイヌ語を記録し、言葉を残し伝える取り組みを続けてきました。など | |
| | | 写真 | 国会で質問をする萱野茂議員 | |
| | | 資料 | 萱野茂議員の国会での発言 | |
| | | 写真 | アイヌ語を継承するために作られた絵本 | |
| | 資料 (P222) | 資料 | アイヌ文化振興法 | |
| | 第二次世界大戦後の歩み (巻末1) | 年表 | アイヌ文化振興法施行 | |
| 北方領土 | 領土を巡る取り組み (P175) | 文章 | 北海道の北東にある北方領土とよばれる歯舞群島、色丹島、国後島、そして択捉島は日本固有の領土です。など | |
| | | 写真 | 日本の支援で建設された診療所 (色丹島) | |
| | | 文章 | 日本政府は、1951年のサンフランシスコ平和条約によって日本が放棄した千島列島に、北方領土は含まれていないという立場をとっています。 | |
| | 領土を巡る取り組み (P176) | 文章 | 1956年の日ソ共同宣言では、平和条約締結後に歯舞群島と色丹島を日本に引き渡すことで合意しましたが、国後島と択捉島については意見が食い違いました。 | |
| | | 地図 | 日本の排他的経済水域 (北方領土が図示) | |
| | 地図 | 北方領土の歩み | | |
| | 章の学習を振り返ろう (P201) | 文章 | 歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島は、何とよばれていますか。 | |
| 日文 | アイヌの人たちの歴史・文化等 | 差別のない社会へ (P52) | 写真 | 国会で質問をする萱野さん |
| | | | 文章 | 日本は、単一民族・単一言語の国ではなく、アイヌ民族が主に北海道に先住していました。など |
| | 差別のない社会へ (P53) | 写真 | アイヌ文化の体験学習 | |
| | | グラフ | アイヌの人々に関する人権問題 | |
| | | 文章 | 〔深めよう〕アイヌ民族の文化や伝統の保存、伝承のための方法を考えましょう。 | |
| | | 私たちの課題 (P212) | 語句 | アイヌ |
| | 法令集 (P236) | 資料 | アイヌ文化振興法 | |
| 北方領土 | 日本の領土をめぐる問題 (P182) | 地図 | 日本の領域と排他的経済水域 (北方領土が図示) | |
| | | 写真 | 羅臼町から見た国後島 | |
| | | 文章 | 北海道根室沖の歯舞群島・色丹島・国後島・択捉島は北方領土とよばれ、歴史的に日本固有の領土です。など | |
| | 日本の領土をめぐる問題 (P183) | 地図 | 北方領土周辺 | |
| | 日本の領土をめぐる問題の解決に向けて (P184) | 文章 | 日本の松前藩は、17世紀には徐々に北方領土の統治を進めていました。など | |
| | | 写真 | 国後島の墓地で手を合わせる元島民 | |
| 自由社 | アイヌの歴史・文化等 | 職人の技が生み出した日本の伝統的工芸品 (P261) | 写真 | 二風谷アットウシ |
| | | 北方領土 | 国家と国際関係 (P167) | 文章 |
| | | | | 地図 |
| | もっと知りたい わが国の領土問題 (P170) | 文章 | 歯舞群島・色丹・国後・択捉、4島からなる北方領土は、これまで一度も外国の領土になった | |

| | | | | |
|-------------|-------------------------|--------------------|---|--|
| | | | ことのないわが国固有の領土である。など | |
| | | 地図 | 1855年の日露通好条約で決められた国境（北方領土が図示） | |
| | もっと知りたい わが国の領土問題 (P171) | 年表 | 北方領土問題の主な歴史 | |
| | 現代社会の歩み (P252) | 年表 | 終戦後、ソ連による北方領土占領 | |
| | 裏表紙 | 地図 | わが国の領域（北方領土が図示） | |
| 育 鵬 社 | 私たちの生活と現代社会 (P7) | 語句 | アイヌ文化振興法 | |
| | 日本の伝統文化 (P20) | 写真 | アイヌの古式舞踊を披露する人々 | |
| | ともに生きるために (P58) | 語句 | アイヌの人々 | |
| | ともに生きるために (P59) | 文章 | このほか、性的指向や性自認に関する不当な差別や、アイヌの人々への差別、ハンセン病の元患者やエイズ患者・HIV感染者などへの偏見も克服しなければならない課題となっています。 | |
| | ともに生きるためにできること (P61) | 文章 | アイヌ語とアイヌ文化の継承に大きな役割を果たした人物に知里幸恵という女性がいます。 〔TRY!〕①アイヌの歴史や文化について、歴史の教科書を中心に振り返ってみましょう。など | |
| | | 写真 | 知里幸恵 | |
| | 学習資料 法令集 (P233) | 資料 | アイヌ文化振興法 | |
| | 北方領土 | 領土・領海をめぐる問題 (P186) | 文章 | 北海道に属する北方領土（択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島）、島根県の竹島は、どちらも日本固有の領土（一度も外国の領土となっていない土地）ですが、それぞれロシアと韓国が領有を主張し、不法占拠（国際法上の根拠がないまま占領）しています。など |
| | | 領土・領海をめぐる問題 (P187) | 文章 | 北方四島（択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島）は日本固有の領土です。など |
| | | | 地図 | 日本の主権範囲（北方領土が図示） |
| | | 写真 | 北方領土（北海道国後島） | |
| | 日本の領土をめぐる問題 (P188) | 文章 | 北方四島（択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島）は日本固有の領土です。 〔TRY!〕②北方領土交渉は現在どのような状況でしょうか。など | |
| | | 地図 | 北方領土 | |
| | | 年表 | 北方領土問題に関する経緯 | |
| | 戦後の日本と世界の主な出来事 (P212) | 年表 | ソ連、北方領土を占領 | |